

令和4年度の生乳需給安定化対策の決定

本会議は3月2日、臨時会員総会及び理事会を開催し、令和4年度の生乳需給安定化対策などを決定した。酪農関係者の努力で向上した生乳生産力を損なわないため、令和3～5年度の3年間に互り増産を維持するという従来の考え方は堅持しつつ、適切な生乳需給安定策を実施する。

1. 本会議事業をめぐる情勢

中家会長は、臨時会員総会の主催者挨拶において、本会議の事業をめぐる情勢等について以下のように述べた。

酪農経営は、非常に厳しい状況が続いている。配合飼料、粗飼料ともに高騰するなか、世界的に物流網が混乱しており、輸入粗飼料が十分に手当て出来ない地域が出て来ている。また、ウクライナでの緊迫した情勢は、燃料や穀物をはじめとした物価上昇に拍車をかけるとの見解も多く示されている。

こうした状況のなか、生乳需給は緩和傾向が続いている。年末年始には、処理不可能乳の発生が見込まれたことから、昨年11月22日に開催した理事会では、指定団体が脱脂粉乳・バター等向け生乳の発生抑制や、円滑な広域需給調整に取り組めるよう、本会議で環境整備を図ることが決定された。その後、会員の生産者団体をはじめ関係者の方々の懸命な尽力により、処理不可能乳を出すことなく、無事、年を越すことができたことに御礼申し上げる。

しかし、現在、新たなコロナウイルス変異株が急速に拡大し、多数の地域で「まん延防止等重点措置」が適用されている。また、北海道や日本海側では、大雪をはじめとした悪天候も続いており、生乳需給は引き続き緩和傾向にある。このため、年度末から5月連休にかけては、生乳生産が増加して行く時期でもあり、再び、処理不可能乳が発生する可能性がある。さらに、来年度以降も、自然体では生乳需給の緩和傾向は継続することが見込まれている。

こうした状況下、酪農経営をめぐる諸課題に対応するためには、生乳需給の改善に取り組んで行くことが重要となっている。ただし、過去に実施したような一律的な減産は、生産基盤を毀損させる可能性が大きく、制度的にも困難な状況にある。

このため、令和4年度の事業計画においては、農林水産省の支援を受けつつ、業界が実施する脱脂粉乳在庫削減事業への生産者団体としての参加や、指定団体での低能力牛選別奨励を通じた酪農経営及び生乳需給

の改善策への支援事業を新規に実施することを原案としている。現在の、生乳需給を鑑みた場合、早期に、こうした取組を開始することが重要となっている。

2. 令和4年度生乳需給安定化対策の概要

(1) 生乳需給をめぐる情勢

令和4年度の生乳生産量は全国で前年度見込比100.8%、北海道で同102.0%、都府県で同99.2%と、全国では引き続き前年を上回って推移する見込みとなっている。一方、生乳需要は、新型コロナウイルスが発生して2年が経過する中、業務用需要を中心に引き続き低迷し、生乳需給の緩和傾向が継続している。

令和4年度には、国の支援を受けつつ、生・処による脱脂粉乳在庫量の削減スキームが予定されているが、それでも脱脂粉乳の期末在庫量は109.9千t（9.4カ月分）に増加する見込みとなっており、バターについても46.9千t（7.0カ月）まで積み増すなど、生乳の需給環境はさらに悪化することが懸念される。

こうした需給環境下においても、季節的な需要期のひっ迫及び不需用期の緩和度合いが例年以上に拡大する見通しであるなか、市場への安定供給と受託生乳の完全販売が求められる状況にある。さらに、飼料価格をはじめ、生産資材価格の高騰等が酪農経営を圧迫しており、需給改善や経営改善の取組を進めることも急務の課題となっている。

(2) 生乳需給安定化対策の基本的な考え方

令和4年度は、「3年間（令和3～5年度）は、前年実績以上を目標数量として設定する」中期生乳需給安定化対策（第4期・2年目）を実施し、生乳生産者の計画的な生乳生産・経営安定に資することとする。

(3) 令和4年度の生乳出荷目標数量

令和4年度は、指定団体が、原則として新たな補給金制度に基づき農林水産省に提出した年間販売計画数量の総量を全国の出荷目標数量として設定する。

1) 本会議は、生乳需給の安定に資するため、提出された各指定団体の年間販売計画生産数量について、期中の需給動向等を踏まえた進捗管理、対応方策の検討等を実務的に行う。

2) 指定団体は、中長期的には今後とも「酪肉近」の生産数量等を踏まえた基盤の維持・強化が必要である一方、コロナ禍での需要の低迷、想定を超える水準での生産拡大の状況等を踏まえた適切な水準の販

売計画を作成することとする。

- 3) 現在の需給状況を踏まえ、生産者団体が自主的に実施する生産刺激策は、休止することとする。

(4) 出荷目標数量達成のための対応

- 1) 指定団体は、酪農経営と需給状況を踏まえ、以下により今後の対応に取り組むこととする。

①生産抑制対策

北海道は、独自に設定した目標数量を達成するよう、取り組む。

②低能力牛の選別奨励等を通じた経営改善・需給均衡対策

ア 広域指定団体は、必要に応じて酪農経営の改善に資するための低能力牛の選別奨励等（早期更新・淘汰）に取り組むこととする。

イ 本会議は、指定団体からの希望に応じて、生処が一体となって実施する「酪農乳業産業基盤強化特別対策事業」の実施主体となり、当該指定団体が推進する選別奨励等の経営改善対策等を支援する。

ウ なお、令和4年春に処理不可能乳の発生が見込まれている状況を踏まえ、本対策は3年度末より前倒して実施する。

エ また、本対策について、需要期の需給が例年以上にひっ迫する見通しであることに留意し、需給緩和期に計画的に実施するなどの対応を検討する。

- 2) 広域指定団体は、需給及び酪農経営を巡る情勢を踏まえ、中長期的な観点から生産基盤を維持するための取組について、補助事業等を活用しつつ、県会員と連携して推進する。

- 3) 本会議は、適宜、実務責任者会議等において各地域の対応の進捗状況について情報共有を図るほか、補助事業の活用支援や優良事例・知見の収集・提供等を行う。

(5) 乳製品在庫の増加や季節的な需給変動等への業界を挙げた対応

- 1) 国の支援を受け、生・処で実施する脱脂粉乳在庫量を削減する在庫対策スキームに参加し需給の改善に取り組む。なお、参加に際しては、本会議で会員指定団体分について一括参加することとする。

- 2) 指定団体間の連携等による広域輸送等を通じた、需要期も含めた飲用需要への生乳の安定供給体制の実現等による需給安定化対策を行う。

- 3) 季節による生乳需給のギャップが拡大する中、需要期における生乳の安定供給が重要であることから、指定団体は需要期の生産を推進するように努める。

- 4) 補助事業の有効活用等も含めた理解醸成事業の効果的な推進等により、需給改善に取り組む。

(6) 新型コロナの影響に起因する需給緩和による処理不可能乳の発生回避のための対応

- 1) 生乳の完全販売を目指し、全国が連携した加工処

理を行う。

- 2) 新型コロナウイルス感染症拡大に伴う、想定外の急激な需給緩和時の生乳の完全販売（処理不可能乳を発生させない）を実現するため、都府県における「加工リスク平準化緊急対策」を一部改正し継続する。

- 3) なお、計画的な生乳販売を推進するため、「加工リスク平準化緊急対策」の実施に際しては、平準化対象数量が、提出された販売計画の当該月の数量の一定水準を超えた生乳の場合、助成の対象外とする。

(7) 円滑な需給調整を実現するための取り組み

- 1) 指定団体は、全国連と連携し、生乳の円滑な広域流通に資する。

- 2) 本会議は、生乳の流通調整に係る会議等を適宜開催し、需要期・不需要期の配乳調整、需給情報等に係る情報交換・検討を行う。

- 3) 指定団体は、域内の生乳生産実績を原則として旬単位で把握し、本会議に報告するとともに、短期的な生産予測の精度向上に努める。本会議は、指定団体からの情報を集約するとともに、Jミルク等に必要情報を提供する。

- 4) 本会議及び指定団体は、Jミルクと連携しつつ、生乳や乳製品需給に係る短期的な需給動向及びその変動要因について、極力詳細に情報を把握し、需給調整上の課題と必要な対応方策についての酪農乳業における情報の共有化を推進する。

- 5) 本会議は、需給状況をふまえつつ、引き続き国に対して必要な支援を求めていく。

(8) 指導・調査・報告等

1) 用途別販売実績数量等の報告

指定団体は、各月旬別の生乳出荷実績数量に加え、月別の用途別販売実績数量及び出荷農家戸数、会員別受託乳量、販売先ブロック別販売実績数量を本会議に報告する。また、用途別販売実績数量を四半期ごとに確定し、本会議に報告する。

2) 生乳販売・流通に関する情報の報告

指定団体及び全国連は、生乳の販売・流通に関する情報を、本会議の求めに応じて調査するとともに報告する。

(9) 生乳需要の維持・拡大のための理解醸成活動の実施

酪農家が、安定的・持続的に経営を続けていくためには、①適正な乳価と国産牛乳乳製品の消費量の維持（安定的経営の実現）、②酪農及び国産の牛乳乳製品に関して消費者から信頼され必要とされること（持続的経営の実現）による、生乳需要の維持・拡大が必要である。

こうした取組は、中長期的に継続して実施していくことが必要であることから、生乳需要全体の維持・拡大につなげることを目的とした「理解醸成活動（酪農・国産牛乳乳製品理解促進広報事業）」を継続的に実施する。